

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 前田 ナツ子

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第48号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は、6月19日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第48号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」は、印鑑登録証明書における性別欄の廃止などを行うほか、出入国管理及び難民認定法の改正により個人番号カードとしての機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付申請が可能となることに伴い、利用者証明用電子証明書が記録された特定在留カード及び特定特別永住者証明書を個人番号カードと同様に扱うことができるようにする必要があることから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、鳴門市の在留外国人のうち印鑑登録している人数について質疑があり、理事者からは、5月21日時点の外国人は725人で、そのうち76人が印鑑登録している、との説明がありました。

また、委員からは、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の取り扱いの改正に伴う費用について質疑があり、理事者からは、今回の改正に係る市の費用はない、との説明がありました。

委員からは、今回の改正に市の費用はかからないという説明だが、基幹システムの標準化自体に国全体で莫大な費用がかかっており、また、個人番号カードを前提とした仕組みはサービスの公平性の観点から問題がある。さらに、国の決定のままに市が条例を改正する流れには危機感を覚える、という意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第50号 工事請負契約の締結について（し尿処理施設硝化脱窒素槽修繕工事）」は、し尿処理施設の汚泥中の窒素化合物などを微生物で分解する硝化脱窒素槽について、槽内の劣化した既存塗膜及び脆弱部を除去し断面修復を行ったうえで防食被覆を施工する修繕工事に係る請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、随意契約の根拠について質疑があり、理事者からは、修繕中の不測の事態への対応や修繕後の他設備との連携確認などを考慮し、施設のメンテナンスを委託している事業者と随意契約する、との説明がありました。

また、委員からは、今回の修繕により今後どの程度使用できるのか、との質疑があり、理事者からは、この設備は平成6年の施設稼働後初めて修繕するが、メーカーによると通常は20年程度で修繕するものであり、今後20年程度は利用可能だと考えている、との説明がありました。

さらに、委員からは、財源について質疑があり、理事者からは、地方債が3億6,160

万円、一般財源が 4,023 万円であり、地方債の交付税措置率は元利償還金の 50%で償還期間は 20 年である、との説明がありました。

加えて、委員からは、施設の長寿命化計画について質疑があり、理事者からは、過去の修繕状況を洗い出して費用やサイクルを精査し、これに基づき将来の修繕時期などの予測を立てる、との説明がありました。

委員からは、最小の経費で最大の効果となるよう計画的に保全すべき、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について（ごみ焼却施設設備修繕工事）」は、令和 7 年第 4 回定例会で修繕材料の取得について議決している市クリーンセンター 1 号炉の設備修繕工事に係る請負契約の締結にあたり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、施設の計画策定について質疑があり、理事者からは、焼却施設の修繕については設備ごとに過去の修繕の時期や費用などを洗い出し、今後の修繕サイクルなどを想定した資料を作成している、との説明がありました。

また、委員からは、費用の内訳について質疑があり、理事者からは、内訳として二次燃焼室の修繕が 3,564 万 500 円、白煙防止用空気余熱器の修繕が 3,636 万 6,200 円、連絡ダクトの修繕が 1,518 万 3,200 円、修繕のため屋根を切り開く工事等が 2,610 万円、重機のレンタル関連が 1,363 万円、その他諸経費として工事に係る人員の法定福利費等諸経費が 3,038 万 100 円であり、消費税を含め 1 億 7,303 万円である、との説明がありました。

さらに、委員からは、2 号炉修繕時における可燃ごみの県外搬出実績について質疑があり、理事者からは、修繕のため 2 号炉を休炉した際に処理できない可燃ごみを場外搬出しており、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 13 日までに 10 トントラック累計 185 台に合計およそ 1,284 トンのごみを積載し搬出した、との説明がありました。

委員からは、今回も 2 号炉修繕時と同じく地元の皆さんの苦情などが出ないように運用を考えてほしい。また、ごみの減量ができれば搬出の処理量も減るので、市民への十分な周知をしてもらいたい、との要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。